

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月十八日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

山梨県甲斐市菖蒲沢一七六七番地

宗教法人八幡神社

清算人 弁護士 木暮 利彦

連絡先 山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月二十二日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市東住吉区住道矢田一丁目二五番五号

医療法人松山診療所

清算人 松山 茂樹

解散公告(第二回)

当法人は、大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪市西区九条一丁目二番二一号

医療法人回生会

清算人 河野 実

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年四月二日開催の責任役員会の決議並びに包括宗教団体の承認及び香川県知事の認証により、令和七年十二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺

清算人 伊井 秀己

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

愛媛県松山市北条辻二二七七番地一

医療法人高橋医院

清算人 高橋 敬輔

代表清算人 加藤 博文

大分市大字玉沢字小柳六九六番地の四

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年七月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大分市大字玉沢字小柳六九六番地の四

医療法人博耳会

代表清算人 加藤 博文

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議並びに令和七年八月二十五日付東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都杉並区高円寺北四丁目二九番二号

秀和高円寺レジデンス二一七号室

医療法人社団慶助会

清算人 村上 幸子

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年十二月一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

長野県長野市安茂里小市三丁目八番二一

宗教法人 西敬寺

清算人 佐々木 晃慈

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

熊本県上益城郡益城町大字惣領一四二一番地一

医療法人社団椎崎会

清算人 椎崎 敏臣

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

熊本県山鹿市鹿本町来民字水町五六〇番地二

医療法人裕貴会

清算人 甲斐 信

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大分市新川町一丁目一〇番四号

神道実行教不二教会

清算人 渡邊 吾朗

配当公告

愛媛県西条市大町七〇四番地一

破産者 株式会社マーク住研

右の者に対する松山地方裁判所西条支部令和六年(フ)第一〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七一、二〇二、四八八円

一、配当することのできる金額

金二〇、九〇六、二八七円

令和八年一月二十一日

愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階

破産管財人 宮内 哲彦

第30期決算公告

令和8年1月21日

東京都新宿区津久戸町1-2 あずさセンタービル3F

株式会社エフタイム

代表取締役社長 辻 一成

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,320,311	流動負債	6,609,462
固定資産	387,603	固定負債	819,902
		資本	2,242,278
		株主資本	10,000
		利益剰余金	2,678,457
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,675,957
		(うち当期純利益)	(382,339)
		自己株式申込証拠金	△446,179
		評価・換算差額等	36,272
		その他有価証券評価差額金	36,272
資産合計	9,707,914	負債・純資産合計	9,707,914